

---

プロジェクト	LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについての検討
項目	公開草案に寄せられたコメントの概要と対応

---

### 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2020年6月3日に実務対応報告公開草案第59号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)を公表した。
2. 本公開草案に対するコメント期間は2か月であり2020年8月3日に締め切られた。本公開草案に対しては、9通のコメント・レター(団体等6通、個人3通)が寄せられた。寄せられた主なコメントへの対応に関する審議を、第157回金融商品専門委員会(2020年8月20日開催)より開始している。
3. 本資料は、引き続き公開草案に寄せられた主なコメントへの対応を説明することを目的としている。なお、第441回企業会計基準委員会及び第159回金融商品専門委員会で聞かれた意見に応じて事務局の対応案を変更している箇所は黄色でハイライトしている。

## 審議事項(2)-2

### 本公開草案に対するコメントの概要

#### 質問1(適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
5. 一方、次の意見が聞かれている。

#### 適用範囲及び用語の定義に関する意見(本公開草案第3項及び第4項)

- (1) 適用範囲の記載を、特定の条件に該当する金融商品に係るヘッジ会計としたうえで、なぜヘッジ会計を実務対応報告の対象としたのか、結論の背景に加筆すべきである。
- (2) 適用範囲に相場変動又はキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計の両方を含む点について明示していただきたい。
- (3) 「金利指標置換時」の定義を、ヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかのみがLIBORを参照している場合も想定して定めていただきたい。

#### (対応案)

- (1) 本公開草案の結論の背景に、ヘッジ会計に焦点を当てた理由を記載する。
- (2) 相場変動に係るヘッジ会計又はキャッシュ・フロー変動に係るヘッジ会計は、いずれも原則繰延ヘッジとなることから、両者を明示的に区別する意義は少なく、特段の修正は行わない。
- (3) ヘッジ手段又はヘッジ対象のいずれかのみがLIBORを参照している場合は、LIBORから後継の金利指標への置換はヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかのみでしか生じない。そのため、公開草案第4項の定義を以下のとおり修正を行うこととしてはどうか。

「金利指標置換時」とは、金利指標改革に起因して公表が停止される見通しであるLIBORに関して、ヘッジ対象の金融商品及びヘッジ手段の金融商品の双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点(双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点)をいう。ヘッジ対象又はヘッジ手段の金融商品のうちいずれかのみがLIBORを参照している場合は、そのいずれかにおいて後継の金利指標を基礎とした計算が開始される

## 審議事項(2)-2

時点をいう。

### 経済効果が概ね同等となるか否かの例示に関するコメント(本公開草案第3項、第24項及び第25項)

- (4) 海外中央清算機関において予定されている、デリバティブ取引における変動証拠金の計算に用いられる割引率や金利が変更される場合、本公開草案の対象となることを例示として加えていただきたい。
- (5) 金利指標改革の直接の対象ではないが、その影響を受けて公表停止となる可能性がある金利指標が本公開草案の対象となることを明示していただきたい。
- (6) 金利指標改革への対応と同時に、デリバティブ契約の取引相手を中央清算機関に変更する場合は、本公開草案の対象とはならない例示である「取引相手の変更」には該当しないことを明確化していただきたい。
- (7) 「信用リスクのスプレッドの変更」に関連して、現行の実務では、ヘッジ目的によっては、スプレッド変更が行われてもヘッジ会計の継続がなされている実務も見受けられるため、このような実務に影響を及ぼさないように、本実務対応報告の適用は、金利指標改革に直接関連のある契約条件の変更にのみ適用し、それ以外の変更は特例的な取扱いの対象とはせず、金融商品会計基準等に基づき評価することとしてはどうか。

#### (対応案)

- (4) 適用範囲の基本的な考え方は、本公開草案第3項にある「契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した」ものかどうかに基づき判断することであり、本公開草案第24項及び第25項の記載の趣旨は、適用範囲の基本的な考え方の理解に資するために一般的な例示を示すことにある。

海外の中央清算機関を利用する場合の米ドルの変動証拠金の計算に関する取扱いのような限定的な状況を想定した個別具体的な事例については、上記の趣旨には合わないため、追加は行わない。

- (5) 具体的に考えられる事例としては、変動金利であるLIBORと交換される特定の固定金利の公表が、LIBORの公表停止に伴い公表が停止される可能性が考えられるが、(4)と同様の理由で、限定的な状況を想定した個別具体的な事例について、例示の追加は行わない。なお、金利指標改革の影響を受けてLIBOR以外の金利指標の公表が停止された場合には、本公開草案第22項にあるとおり、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。

## 審議事項(2)-2

(6) 中央清算機関への取引相手の変更について、以下を結論の背景に記載する。

「(6)取引相手の変更」について、店頭デリバティブ取引の取引相手を中央清算機関に変更する場合には、「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」も含まれ得るため、一律に本実務対応報告の適用対象外とすべきではないとの意見も聞かれた。この点、公開草案に寄せられた意見のとおり、店頭デリバティブ取引における中央清算機関の利用が、「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当すると判断される場合もあり得ると考えられるため、その場合には、必ずしも本実務対応報告の適用外となるわけではないと考えられる。」

(7) 信用リスク・スプレッドの変更について、以下を結論の背景に記載する。

「公開草案に寄せられた意見の中では、「(4)取引相手の信用リスクのスプレッドの変更」に関連して、現行の実務ではヘッジ会計の継続に影響を与えないケースもあることから、これらの信用リスクのスプレッドの変更と金利指標改革に起因する金利指標の置換が同時に行われた場合に、現行の実務に影響を及ぼすのではないかと懸念が聞かれた。この点、信用リスクのスプレッドの変更は、基本的に「経済効果が概ね同等となることを意図した契約条件の変更」に該当しないと考えられるため、本実務対応報告を適用することは適切ではないものと考えられる。なお、スプレッドの変更がなされた場合、それがLIBORと後継の金利指標の差分を調整するためのスプレッド調整であるのか、信用リスクのスプレッドの変更であるのかの判断が難しいことも想定されるが、当該判断においては経済効果が概ね同等となることを意図したものであるか否かを定性的に分析することを想定しており、一律に定量的な分析を求めるものではない。また、本実務対応報告は、信用リスクのスプレッドの変更に関する現行のヘッジ会計の継続に関する実務に影響を及ぼすことは想定していない。」

**コメントの追加 [A1]:** 基準開発をスピード感を持って進める必要があるため、信用リスク・スプレッドの変更及び取引相手の変更について例示しないという判断もあり得るのではないかと(第441回企業会計基準委員会)。

→例示を削除する場合であっても取扱いについて触れるべきとの意見もあり、これまでの議論を踏まえると、何らかの考え方を示す必要があると考えられる。したがって、例示の削除は必ずしも早期の最終化につながるとは限らないと考えられ、削除は行わないこととした。

**コメントの追加 [A2]:** 「経済効果が概ね同等」か否かを判断する場合、例えば、金利指標置換前後で時価が概ね同一であれば、経済効果が概ね同等といえるのではないかと(第159回金融商品専門委員会)。

→時価が同一である場合、それが「経済効果が概ね同等」であることの証拠の一つにはなり得ると考えられる。ただし、例示に示している(3)貸出の仕組みの変更や(6)取引相手の変更が生じた場合など、状況によっては時価が概ね同一となったとしても、「経済効果が概ね同等」とは必ずしも言えないケースもあると考えられ、いずれにおいても総合的な判断が求められると考えられる。

**コメントの追加 [A3]:** 実務対応報告の中で、分析方法にまで言及する必要はなく、定量的な分析を行う余地も残しておいた方がよいのではないかと(第159回金融商品専門委員会)。

→「一律に」定量的な分析を求めないことを示しているものであり、具体的な分析手法を拘束することは意図しておらず、記載の修正は行わない。

**コメントの追加 [A4]:** 信用リスク・スプレッドの変更について、その部分を区別して把握することが困難な場合があり、FASBと同様に例示しないという考え方もあり得るのではないかと(第441回企業会計基準委員会)。

→上記の聞かれた意見を踏まえ、スプレッドの変更がなされた場合の考え方を記載することとした。

### 質問2(金利指標置換前の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換前の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

6. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
7. 一方、次の意見が聞かれている。

#### 全般的なコメント

- (1) その他有価証券(債券)の金利要素について時価ヘッジを適用している場合が

## 審議事項(2)-2

想定されるため、繰延ヘッジだけでなく時価ヘッジについても取扱いを明確に  
していただきたい。

### (対応案)

- (1) コメントのとおり、その他有価証券(債券)を対象とした時価ヘッジを適用  
している場合、金利指標改革の影響を受けることが考えられる。そのため、  
時価ヘッジの取扱いに関する記載を追加することが考えられる。

### 事前テストに関するコメント(本公開草案第7項)

- (2) 一定の条件、例えば、ヘッジ手段がリスク・フリー・レート、ヘッジ対象がLIBOR  
の新規のヘッジ会計を適用する場合、金利指標の不一致は一時的なものであり、  
いずれ収斂する可能性があるため、このようなケースではヘッジ会計の事前テ  
ストを不要にしていきたい。

### (対応案)

- (2) 本公開草案の提案を修正しない。ヘッジ対象及びヘッジ手段の後継の金利指  
標の選択は、契約ごとに当事者間で合意していくものと考えられ、最終的に  
両者が収斂するかどうかは現時点で明らかではない。このような状態で事前  
テストを不要とすると、金利指標置換後に相関関係がまったく見込まれない  
ヘッジ関係についてもヘッジ会計の適用を認めることとなる可能性があり、  
有用な財務情報の提供を妨げるおそれがあるため、本公開草案の提案を修正  
しない。

### 質問3(金利指標置換時の会計処理に関する質問)

本公開草案の金利指標置換時の特例的な取扱いに関する提案に同意しますか。同  
意しない場合には、その理由をご記載ください。

8. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
9. 一方、次の意見が聞かれている(本公開草案第12項及び第15項)。
  - (1) 金利スワップの特例処理については、置換時の取扱いが定められていないにも  
かかわらず(公開草案第12項)、置換後の取扱いではヘッジ文書を変更するこ  
とを前提とした記載になっている。したがって、金利スワップの置換時の取扱  
いを定めるか、そうでなければ置換後の取扱いでは、ヘッジ文書の記載を変更  
することを前提とした部分は削除していただきたい。

### (対応案)

## 審議事項(2)-2

(1) 本公開草案の提案を修正する。金利スワップの特例処理又は振当処理を適用している場合には、実務上、必ずしも正式なヘッジ文書を作成しているとは限らないことが想定されるため、本実務対応報告では、「金利指標置換時の会計処理」として、金利スワップの特例処理又は振当処理の定めを置いていない。したがって、その前提との整合性を考慮し、本公開草案第15項の記載を以下のとおり修正することが考えられる。

15. …これらの特例的な取扱いを継続している間、再度金利指標を置き換え、~~ヘッジ文書の記載を変更したとしても~~、金利スワップの特例処理又は振当処理の適用を継続することができる。

### 質問4（金利指標置換後の会計処理に関する質問）

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかった場合であっても2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置換えたとしても、ヘッジ会計を継続することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

10. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
11. 一方、次の意見が聞かれている。

#### ヘッジ有効性テストの起点に関するコメント（本公開草案第14項）

- (1) 本公開草案第14項で、特例的な取扱いを適用しない場合のヘッジ有効性の事後テストを行う場合に、有効性の測定の起点を金利指標置換時としている点について
- ① 原則としてはヘッジ手段又はヘッジ対象のいずれかの金利指標が置き変わった時点とすべきであり、本公開草案第14項の提案は例外として認めるとすべきである。
  - ② 置換後以降のデータのみでは有効関係が一時的に示せないことが十分に想定されるため、ヘッジ会計適用開始時を起点とした比較も選択可能としてはどうか。

#### (対応案)

- (1) 2023年3月以前に特例的な取扱いを適用しない企業について、ヘッジ会計

## 審議事項(2)-2

を継続しているのであれば、引き続き金融商品会計基準等の原則どおり、「ヘッジ開始時」を起点とする方法を原則的な方法とすることが考えられる。しかしながら、金利指標置換前と置換後では、参照する金利指標が変更されているため、金利指標置換後については、後継の金利指標を基礎として事後テストを行うことが、その後のヘッジ有効性を評価する方法として適切であるとの考え方もあることから、「金利指標置換時」を新たなヘッジ開始時とみなし、「金利指標置換時」を起点とする方法も認められることとしてはどうか。

なお、起点の選択は、金利指標置換時後、最初に事後テストを実施する際に行うこととし、その後は当該方法を継続適用することとしてはどうか。

以下は、本項(1)と(3)の関係を整理したものである。

### 【公開草案で提示した案】

	2023年3月31日まで	2023年4月1日以降
公開草案第13項適用 本項(3)	事後テストの結果にかかわらずヘッジを継続可 →「開始時」からのテストを継続していることが前提	金融商品実務指針の原則に戻る。 →そのまま「開始時」を起点とする。
公開草案第14項適用 本項(1)	特例的な取扱いを適用しない。 →「置換時」から後継の金利指標のもとで事後テストを改めて実施する(リフレッシュ・スタート)。	金融商品実務指針の原則に戻る。 →「置換時」を新たな「開始時」と見做して、そのまま「置換時」からのテストを継続する。

### 【今回の事務局の提案】

	2023年3月31日まで	2023年4月1日以降
公開草案第13項適用 本項(3)	事後テストの結果にかかわらずヘッジを継続可 →「開始時」からのテストを継続していることが前提	金融商品実務指針の原則に戻る。 →そのまま「開始時」を起点とする。

審議事項(2)-2

		ただし、継続適用を条件に「置換時（再度金利指標を置き換えた場合は当該再置換時を含む。）」を起点とすることも認めることとする。
公開草案第14項適用 本項(1)	<p>特例的な取扱いを適用しない。</p> <p>→(今回の提案)特例的な取扱いを適用しないのであれば、金融商品実務指針どおり、「開始時」が原則。</p> <p>ただし、継続適用を条件に、「置換時」から後継の金利指標のもとで事後テストを改めて実施することもできる（リフレッシュ・スタート）。</p>	<p>金融商品実務指針の原則に戻る。</p> <p>→左記の(今回の提案)で「開始時」を選択した場合、その後も「開始時」を継続する。</p> <p>左記で「置換時」を選択した場合、「置換時」を新たな「開始時」と見做して、そのまま「置換時」からのテストを継続する。</p>

**包括ヘッジに関する特例的な取扱いの適用終了時期に関するコメント(本公開草案第13項及び第15項)**

- (2) リスクに対する反応がほぼ一様かどうかに関する包括ヘッジの特例的な取扱いが、いつまで適用可能かどうかを明確にすべきである。

**(対応案)**

- (2) 本公開草案の提案の明確化を行う。金利指標置換後の取扱いは、本公開草案第13項及び第14項に記載のとおり、2023年3月31日以前に終了する事業年度までとしている。包括ヘッジに関する取扱いも同様であることを明示することが考えられる。

**2023年4月1日以降のヘッジ有効性判定の方法に関するコメント**

- (3) 2023年4月1日以降(本実務対応報告の適用終了後)のヘッジ有効性判定は、どの時点からの有効性判定をすべきかについて明確にしていきたい。

仮に起点を2023年4月1日とすると、後継金利市場の環境が未成熟であることが想定されるため、本来相関関係の高いヘッジ関係においても非有効と判定される可能性があるため、起点を「ヘッジ会計適用開始時」とすることも選



## 審議事項(2)-2

択できるようにしていただきたい。

- (4) 金利スワップの特例処理及び振当処理に関して、本公開草案による特例的な取扱いの終了時点で、金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たすかの再判定を実施することを明示的に要求すべきである。また、当該時点で金利スワップの特例処理及び振当処理の要件を満たさないと判定された場合の会計処理を明確にすべきである。

### (対応案)

- (3) これは、本公開草案第 13 項を適用し、金利指標置換後も特例的な取扱いを適用した企業が、2023 年 4 月 1 日以降の事後テストの起点をどのように考えるのかについての論点であると考えられる。

本実務対応報告の適用終了後は、現行の金融商品会計基準等の定めに基づくこととなり、金融商品実務指針第 156 項では、有効性の判定は原則としてヘッジ開始時から行うことが明記されているため、2023 年 4 月以降はヘッジ開始時を起点とすることが原則的な考え方になると考えられる。

ただし、(1)と同様に、後継の金利指標のみに基づいて事後テストを実施することが適切であるとの考え方も想定されることから、継続適用を条件に、金利指標置換時（再度金利指標を置き換えた場合は当該再置換時を含む。）を起点に事後テストを実施することも認めることとした。

また、上述の通り、本実務対応報告の適用終了後は、現行の金融商品会計基準に基づき有効性の判定は原則としてヘッジ開始時から行うこととなるため、コメントに記載されている 2023 年 4 月 1 日を起点とする場合の懸念については該当しない。

- (4) 本実務対応報告における 2023 年 3 月までの特例的な取扱いの終了後は、現行の金融商品会計基準等の定めに基づくことになり、その取扱いを継続するためには、金利スワップの特例処理及び振当処理の適用条件を満たしているか確認する必要があることは明らかであるため、本実務対応報告の中で特段の定めを置くことはしない。

また、仮にその時点で金利スワップの特例処理又は振当処理の適用要件を満たさない場合の会計処理は、会計基準上、明確な定めはないものの、現行の実務においても何等かの対応が図られていることが想定されるため、本実務対応報告において改めて定めを置くことはしないこととしてはどうか。

コメントの追加 [A5]: 事後テストの起点について、金利指標置換時には再度の金利指標置換時も含むことを示すことができないか。(第 159 回金融商品専門委員会)  
→記載を修正した。

## 審議事項(2)-2

### その他のコメント

- (5) ヘッジ会計の適用を中止している繰延ヘッジ損益について、その後、ヘッジ対象の金利指標の置換が行われた場合であっても、2023年3月31日以降も新たなヘッジ対象の損益認識の期間に応じて繰り延べられることを明確にしたい。
- (6) 2023年3月31日までとされている金利指標置換後の特例的な取扱いについて、LIBOR公表停止予定の2021年12月から2年程度の猶予を設けていただきたい。

#### (対応案)

- (5) 2023年4月1日以降は事後テストに関する特例的な取扱いの適用が終了する予定であるため、当該時点においてヘッジ手段に係る残存する繰延損益を一時に損益に落とすことも考えられる。しかし、このように一時の損益を認識することは有用な財務情報の提供にはつながらないため、契約の切替であっても、本実務対応報告第3項の要件を満たす形で金利指標の置換が行われた場合には、置換後のヘッジ対象の満期が2023年4月1日以降としても、引き続き当該ヘッジ対象の満期までヘッジ手段に係る損益を繰り延べることとすることが考えられる。
- (6) 本公開草案の提案の修正は行わない。LIBORの公表停止が2021年12月末までという計画が変更されておらず、また、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多く、本実務対応報告の公表から約1年後に、当該取扱いについて再度確認する予定であるため、現行の提案を修正しない。なお、IASBの提案<sup>1</sup>における24か月の猶予期間も、金利指標置換時から24か月間を想定していることや、その猶予期間においても、ヘッジ有効性すべてについて特例的な取扱いが認められているものではないことを考慮すると、IFRS基準との比較においても特に厳しい要件となっているわけではない。

### 質問5(注記事項に関する質問)

本公開草案で提案している注記事項について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBORの公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の

<sup>1</sup> IASBの提案では、ヘッジ関係においてリスク要素を指定する場合、当該リスク要素が独立に識別可能でなくとも、代替的な指標金利がリスク要素として指定される日から24か月の期間内に独立に識別可能となると企業が合理的に予想している場合、独立に識別可能な要件を満たすとするものである。

## 審議事項(2)-2

注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示は求めずに、定性的な情報の開示のみを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

12. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。

13. 一方、次の意見が聞かれている。

(1) 注記を求めているヘッジ会計の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）の用語について明確にしてほしいとの複数の意見が聞かれた。

① その定義を明確にするとともに、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」で示されている用語との関係を明確にしていきたい。

② 「ヘッジ手段」と「ヘッジ取引の種類」は重複するため、いずれかを削除すべきである。また、「ヘッジの種類『等』」とされているが、実務が混乱することがないように具体的に記載すべきであり、少なくとも想定元本や時価等の定量的情報が含まれないことを明確にしてほしい。

### (対応案)

(1) 本実務対応報告における文案を以下のとおり修正し、明確化を図ることとしてはどうか。

16. 報告日時点において本実務対応報告を適用することを選択した企業は、本実務対応報告を適用しているヘッジ関係について、以下の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）を注記する。

① ヘッジ会計の方法（繰延ヘッジか時価ヘッジか）並びに金利スワップの特例処理及び振当処理を採用している場合にはその旨

② ヘッジ手段である金融商品の種類

③ ヘッジ対象である金融商品の種類

④ ヘッジ取引の種類（相場変動を相殺するものか、キャッシュ・フローを固定するものか）

また、当該注記は 2023 年 3 月 31 日に終了する事業年度まで求める旨を明確にしてはどうか。

## 審議事項(2)-2

### 質問6(適用時期等に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

14. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
15. 一方、次の意見が聞かれている。
  - (1) 本実務対応報告の適用は、将来に向かってのみ適用されるのか、又は遡及するかを明確にしてほしい。また、既に金利指標改革を根拠にヘッジ会計の中止又は終了したヘッジ関係について、遡及的に本実務対応報告を適用できるかについての説明がなされていない。これらの点について明確にしていきたい。
  - (2) 「ヘッジ関係ごと」とは具体的にどの単位を指すのか明確にしてほしい。

#### (対応案)

- (1) 現状、金利指標改革による後継の金利指標についての議論が行われている段階であり、本格的な金利指標の置換は開始されていないと考えられることから、遡及的な適用について別途定める必要性は低い。したがって、遡及しないことを明らかにするため、本実務対応報告の文案を以下のように修正してはどうか。  
  
17. 本実務対応報告は、公表日以後適用することができる。ただし、公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には、[本資料第11項(5)に対応する定め]を除き適用することができない。
- (2) 本公開草案の提案の修正は行わない。ヘッジ関係の単位は、個別ヘッジか包括ヘッジかによっても異なり、個別の状況に依存するため、本実務対応報告に明示することはしない。

### 質問7(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

16. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている。
17. 一方、次の意見が聞かれている。
  - (1) 後継金利指標が後決めの金利となる可能性が想定されているが、後決めの金利の場合、利息計算期間の最終日にならないと金利が確定しないため、経過利息の計算や公正価値測定における取扱いの明確化をお願いしたい。

## 審議事項(2)-2

- (2) 満期保有目的の債券から売買目的有価証券等への振替について、例外的に認められることを明確にしてください。なお、米国会計基準においても同様の対応が行われている。
- (3) 本公開草案の適用によりヘッジ会計の継続が認められた場合の繰延ヘッジ損益に係る一時差異の取扱いについて、回収可能性を判断する際には、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第46項及び第115項の適用が可能である旨を明確にしてください。

### (対応案)

- (1) 後決めの金利が適用されている場合の経過利息の計算や時価の算定については、既に実務上の対応が行われていることが想定され、金利指標改革に伴う論点ではなく、本実務対応報告の範囲を超えていると考えられる。したがって、本実務対応報告において特段の定めは置かない。
- (2) 金融商品実務指針第83項では、満期保有目的の債券の売却又は他の目的への振替を罰則規定なしに行える状況の例示として、「⑥その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生」を挙げているが、その適用にあたっては、当該満期保有目的の債券の取得時に、金利指標改革による影響が予期できなかったのかどうかなど、個別に状況を判断する必要がある。したがって、本実務対応報告で一律にこれを認める特段の定めを置くことはしない。
- (3) 本実務対応報告は、契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等になることを意図した契約条件の変更のみが行われる金融商品が対象となっており、その場合、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異についてはヘッジ対象に係る評価差益に関する将来加算一時差異とほぼ同時期に同額で解消されるものとみることでもできると考えられるとの前提は引き続き成立することが想定され、別途定める必要性は乏しいものと考えられる。そのため、本公開草案の提案の修正は行わない。

以 上